

相談・苦情解決の仕組み（社会福祉法人藤の木原福祉会 荻川ほのぼの保育園）

相談、苦情を申し出たい場合、各事業所・施設の窓口、第三者委員、外部相談機関、新潟市の相談窓口があります。
当法人では、相談、苦情の申出があった場合①受付、②報告、③相談・解決、④事後対応の流れで進め、円滑かつ適切な解決に努めて参ります。

